21 日 日本 (カー	10 1/ +B	T. C. (1) F	A/4 a 45 7 a 2 4 45 7 a 2 5 7 7 5 7
日本	- W. 1	担自課	評価・反自点	学後の施束の方向・施束の内容(系)
1	第1章 障害者理解の促進のために			
設定から取るといいにの認知といいにの対しています。	第1節 啓発・広報活動の推進			
構造をとうえて、京芸・響車車和の配産を促進します。 (1) 「以及ながの、対しての内質・特性など、の内質・特性など、の内質の資本の関係に (2) 「解毒性用、対会を加速の企業を認えたのも特性機能への発売・広報 (3) 「以り、はつり、等間情報間や軽性能の通路が行うイベントに参 (4) 「以り、ボール・デザインのまちづいで成場のためのバンフレット等を (4) 「以り、デザインのまちづいで成場のためのバンフレット等を (4) 「以り、アリンデザインのまちづいで成場のためのバンフレット等を (4) 「以り、アリンデザインのまちづいで成場のためのバンフレット等を (4) 「以り、アリンデザインのまちが、のでは、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのまり、アリンデザインのよりにより、アリンデザインのよりによりまして、アリンデザインのよりにはいまりまと、アリンデザインのは、「解毒性のようにはいまりまと」、アリンデザインのよりにはいまりまと、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインの影響をできませばらまり、アリンデザインのよりによりまりを表していまり、アリンデザインのよりによりまのよりであります。アリンデザインのよりによりまりを表していまりまり、アリンデザインのよりによりまりまります。アリンデザインの表情によりまりまりまりまります。アリンデザインの表情によりまりまりまります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によりまります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によります。アリンデザインの表情によりによります。アリンデザインの表情によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	1 障害者問題の理解促進			
(1) 「瓜菜などの」所により図書をや改立状やの姿勢的炎体への理解は 達を図ります。 (3) 小れおいまつ)。質問係機関や単性関係のほグガライベントに参 消した。サルデザインのまちづくり配進のためのパンフレット等を 作成し、整化します。 (1) 12 月 7 日の 「柳春年の日」を開始するため、開係機関・福祉関係 (1) 12 月 7 日の 「柳春年の日」を開始するため、開係機関・福祉関係 (1) 12 月 7 日の 「柳春年の日」を開始するため、開係機関・福祉関係 (1) 12 月 10 日の 「柳春年の日」を開始するため、開係機関・福祉関係 (1) 12 月 10 日の 「柳春年の日」を開始するために、現在い 地で表への正しは著を変め、人権権権の整定を管理された。 (2) 原式を含めて、 (2) 日の 「柳春年の日」を開始するために、現在い 地で表への正しは著を変め、人権権権の整定を管理された。 (3) 15 年に関するとのと、 (2) 日の 「柳春の 「中央 (2) 年の (2) 年の (3) 年の (4)				
選を担けます。 (主) 海洋を加速プリ、電際機関性・指型関係的体が行うイベントに参 固・協力します。 (4) 12-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-				
(2)		<u> </u>		
を行います。 (3) 公計あるでつり、等限所機関や極い間係団体が行うイベントに参 (4) コニルーサルデザインのおもづくり返還のためのパンフレット等を 作出し、整体します。 (4) コニルーサルデザインのおもづくり返還のためのパンフレット等を 作出し、整体します。 (5) 「特殊を受け」の周知 (7) 「特殊を受け」の周知 (7) 「特殊を受け」の周知 (7) 「特殊を受け」の場合を考えた。「を解するため、「傷の機関・磁性関係 (7) 「特別できた月のマイペー・実際関します。 (8) 「は、日本のような、「人の関係の関係を関係するため、「傷の別 (7) 「大の変を行りを対象を受けませます。 (7) 「は、日本ののような、「人の関係の関係を関係するため、「傷の別 (7) 「人の変を行りを対象を支援を受けます。 (7) 「本のの理解と変なが、人が異常の関係を関係するため、「場の別 (7) 「人の変を行りを対象を支援を受けます。 (8) 「は、日本のの実を受けませます。 (9) 「は、日本のの実を受けませます。 (1) 「は、日本のの実を受けませます。 (1) 「は、日本のの実を受けませます。 (2) 「は、日本のの実を受けませます。 (3) 「は、日本のの実を受けませます。 (4) 知味・ディアイスク・ディを受けませませます。 (5) 「かんのの実を受けませます。 (4) 知味・ディアイスク・ディを受けませます。 (5) 「かんのの実を受けませます。 (6) 「カンティアが助いのよくなるが表を受けます。 (7) 「カンティアが助いのよくなるが表がまます。 (7) 「カンティアが助いのよくなるが成がランティアセン クーの機能を受けませます。 (4) 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のの実を受けませまます。 (4) 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のの実を受けませまます。 (4) 「は、日本のでは、日本の		,		
(3) 「およわまうり、予想所機関が総計価値回かけライベントに参 書・出します。 (10) 「表すのは、原列です。 (11) 1月9日の「関連のたちのパソフレット等を (12) 「販売者の上の別に (11) 1月9日の「関連の日、実現好するため、関係機関・指征関係 (11) 1月9日の「関連の日、実現好するため、関係機関・指征関係 (11) 1月9日の「関連の日、実現好するため、関係機関・指征関係 (12) 「財産の企業を持進します。 (13) 「財産の企業を持進します。 (14) 「財産の運搬を受験なり、人権事業の政議を得着するために、無広い 世代の財産への国産政策を持進します。 (14) 「中国の運搬を変める。経産者や地域関連の万里(ワルカルナ (2) 「財産の運搬を変める。経産者や地域関連の万里(ワルカルナ (2) 「財産の運搬を変める。経産者や地域関連の万里(ワルカルナ (2) 「財産の運搬を変める。経産者や地域関連の万里(ワルカルナ (2) 「サランサイアが出来して、「サービスを必要と対します。 (3) か、中学の交換は、「市場等への保険が経験を対し、では、日本のよりに対して、日本のよりに対し、 (4) ボランティアが開業の対象を受けます。 (5) ボランティアが開業の対象を受けます。 (6) ボランティアが開業の対象を受けます。 (7) 「ボランティアが開発の成業を受けます。 (8) ボランティアが開発の企業となる地区ボランティアの機能の元素を受けます。 (7) 「ボランティアが開発の企業となる地区ボランティア・ローバーの経の元素を促進します。「ボランティア・ア用の産业の大業を促進します。「ボーバーので、アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・		Ž		
語・協力以来す。		è		
(4)ユニバーゲリデザインのまちづく以前達のためのバンフレット等を				
・		=		
(別数本の日)の同知に努めます。 (1)12月9日の (7) 的家畜の日。同知するため、関係機能・福祉関係 関係家と見間でイベントを開催します。 (2) 高速に関する質のの意味の、残事電の意識を自発するために、報応1) (3) 高速に関する質のの意味の、残事電の意識を自発するために、報応1) (4) 海南音音音音を経ずらため、保育圏・均角機 が、中平校等において (7) 次別を対象機能・規模します。 (3) がないまめりを観点・指面を通常の方変に別めます。 (3) がないまめりを観点・指面とより。 (4) 単11で アイスイン 予部等をは対する活動を受け、係合・関密会 等を開催し、地域における急性教育の元変と受けます。 (4) 単11で アイスイン 予部等をは対する活動を受け、係合・関密会 等を開催し、地域における急性教育の元変を図ります。 (4) 単11で アイスイン 予部等をは対する活動を受け、係合・関密会 等を開催し、地域における各性教育の元変を図ります。 (5) からシティア活動の影響といるの変とする際常者の連携を図 リングラ・アア活動の影響といるの変と (1) ボランティア活動の場合となる特別の表別・アルーレビ、活動が近に 解する情報を収まします。 (4) があり、活動を受けていまします。 (5) があり、ディア・アループというの表別を対している情報を変します。 (4) があり、ディア・アループというの表別を対している。 (5) があり、アルービスを必要とする際に第ランティアセン (3) ボランティア・アループというの表別を表します。 (4) が高速度経過ぎるといるの表別を表します。 (4) が高速度経過ぎるといるの表別を表します。 (5) が高力・アループというの表別を表します。 (6) が高力・アループとの表別を表します。 (7) が高力・アループとの表別を表します。 (8) が高力・アループを持つままがあり、活動を表します。 (8) が高力・アループを持つままがあり、ではまりで表別を表します。 (8) が高力・アループとは表別を表します。 (9) が高力・アループとは表別を表します。 (1) が高力・アループとは表別を表します。 (1) が高力・アループとは表別を表します。 (2) 反生・児童・アループを表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を				
(1)12月9日の「博幸者の日」を開切するため、関係機関・福祉関係 関格をと共同でベントを開催してベントを開催します。 3 設しに関する数百の辞書 「商業者への正しいは野地深の、人権事業の意識を得受するために、特点い (1)19萬年者理整を促進するため、保育機・如機機、小・中学校等におい (2)1月度の理解を深める認識など機関は実なのご義定が及ます。 (2)1月度の理解を深める認識など機関は異なの元素に反めます。 (3)1小・中学の場所を構造が関係。 「有限の一般機関の研究を促動します。 (3)1小・中学の影響を、自然と表が「全球を検索する記載数率や、集合・講習会 策を開催し、財産人が、手指等を体験する記載数百の元素を図ります。 第 2 部 ボランティア活動等・の支援 「アンティア活動等を図する人とサービスを必要とする障害者の連携を図 「アンティア活動の必要は、活かして大きの要とする障害者の連携を図 「クなが」、活動への支援を行います。 「関する情報収集・外になどを行う市ボランティアセンターの機能な必要と促進します。 (2)1時域におけるボランティアは、アナマンターの機能などの表を促進します。 (3)ボランティアが高がアナティアでは、活動の場合となお地区ボランティアを促進します。 (3)ボランティア・ボール・デーン・データーの機能とないました。活動の場合となが表が表が表がまた。 (4)1時体等は影響がデーシティアの環境の光楽を図るとともに、活動の場合の発性を定していてもめには、当事者の権利主係、行政の権策と 「のおり業を変とが表する理様の実施を図 「1)1歳常者の終判を確していてものには、当事者の権利主係、行政の権策と 「対象の整数をどの表を変と接続でいます。 「対象の整数をどの表を変と表が表する。」 (4)18年者の必要を認めまた。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本の事業を担めます。」「本の事業を図 「2)まま、「、日本の事業を図 「3)は様において、こののの事業を認めます。 「は、日本の事業を認めます。」「本の事業を図 「3)は様において、このの事業を必 「3)は様において、このの事業を必 「4)は様において、こののよりは事を図	2 「障害者の日」の周知			
(1)12月9日の「博幸者の日」を開切するため、関係機関・福祉関係 関格をと共同でベントを開催してベントを開催します。 3 設しに関する数百の辞書 「商業者への正しいは野地深の、人権事業の意識を得受するために、特点い (1)19萬年者理整を促進するため、保育機・如機機、小・中学校等におい (2)1月度の理解を深める認識など機関は実なのご義定が及ます。 (2)1月度の理解を深める認識など機関は異なの元素に反めます。 (3)1小・中学の場所を構造が関係。 「有限の一般機関の研究を促動します。 (3)1小・中学の影響を、自然と表が「全球を検索する記載数率や、集合・講習会 策を開催し、財産人が、手指等を体験する記載数百の元素を図ります。 第 2 部 ボランティア活動等・の支援 「アンティア活動等を図する人とサービスを必要とする障害者の連携を図 「アンティア活動の必要は、活かして大きの要とする障害者の連携を図 「クなが」、活動への支援を行います。 「関する情報収集・外になどを行う市ボランティアセンターの機能な必要と促進します。 (2)1時域におけるボランティアは、アナマンターの機能などの表を促進します。 (3)ボランティアが高がアナティアでは、活動の場合となお地区ボランティアを促進します。 (3)ボランティア・ボール・デーン・データーの機能とないました。活動の場合となが表が表が表がまた。 (4)1時体等は影響がデーシティアの環境の光楽を図るとともに、活動の場合の発性を定していてもめには、当事者の権利主係、行政の権策と 「のおり業を変とが表する理様の実施を図 「1)1歳常者の終判を確していてものには、当事者の権利主係、行政の権策と 「対象の整数をどの表を変と接続でいます。 「対象の整数をどの表を変と表が表する。」 (4)18年者の必要を認めまた。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本のの事業を進めます。 「は、日本の事業を担めます。」「本の事業を図 「2)まま、「、日本の事業を図 「3)は様において、こののの事業を認めます。 「は、日本の事業を認めます。」「本の事業を図 「3)は様において、このの事業を必 「3)は様において、このの事業を必 「4)は様において、こののよりは事を図	「障害者の日」の周知に努めます。			
関係者を入り正しい言葉を表別の人民物理の表別を開催します。 3 語記に関する数百の社後の人民物理を表別を大陸有面の直接を倍分するために、極応い 世代の形にへの最終が異な性能とます。 (iá:		
3 福社に関する教育の推進 同常者への正しい開発を深め、人権再基の意識を容易するために、幅広い 世代の市民への福祉教育を推進します。		`		
世代の市民への福祉教育を推進します。 (1) 阿宮省貞原名を経道します。 (2) ThE ROJ 賈健 都を記載される。保育商・幼稚園、小・中学校等においてジ液数食中性効素質を推進します。 (3) ThE ROJ 賈健 教を記載を記載協議を予随建議金の充実に努めます。 (4) (4) 率いで・アイスク・手は客を始まする福祉関係が (4) 率いで・アイスク・手は客を始まする福祉関係が (4) 率いで・アイスク・手は客を始まする福祉関係で (5) 等を開催し、地域における福祉教育の元業を図ります。 第2 節 アラティア活動等への支援 (7) ボランティア活動等への支援 (7) ボランティア活動等への支援 (7) ボランティア活動をから改援 (7) ボランティア活動をの支援を行います。 (1) ボランティア活動での支援を行います。 (1) ボランティアカリーアストリア・フトストリーアストリア・アインターの機能の方法を定性します。 (4) 地域に対けるボランティア ボランティア アセンターの機能の方法を定性します。 (5) 地域に対けるボランティア ボランティア アセンターの機能の方法を定性します。 (4) 地域に対けるボランティア アボランティア アボランティア では、アナン・ア ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・				
(1)障害種理解を促進するため、保日間・幼稚園、小・平央状等において交流教育や保養資育を推進します。 (2)市民の理解を改める融資のや福祉健康の方案に男のます。 (3)小・中学校職員・市場商等への海神保健を初めとする福祉関係研 機の記案を図ります。 第2郎 ボランティア活動でへの支援 「地域における治療製肉の元業を図ります。 第2郎 ボランティア活動で小支援 「ボランティア活動で小支援 「ボランティア活動で小支援 「ボランティア活動で小支援 「ボランティア活動で小支援 「ボランティア活動で小支援 「バリボランティアがあっか支援 「ボランティアがあっか支援 「ボランティアがあっか支援 「バリボランティアがかっからア・イアに 「カック・大きないなどの大きないないないなどの大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない				
て交流教育や母素教育を推進します。 (3)ル・中学校教職員、市職員等への指導保護を初めとする福祉関係研 物の元素を担います。 (4)車い等・アイマカ・再語客を体験する福祉教皇や 集会・講習会 ・ 金倉開催し、地域における福祉教育の元素を認ります。 第2 節 ポランティ ア活動等への支援 第2 節 ポランティ ア活動等への支援 1	世代の市民への福祉教育を推進します。			
(2)市民の理解を深める最潔会や経験である精神を使る物とする保証所伝研 (3)小・中平状数職員、市職員の系業化的とます。 (4)単119 - アイマスク - 手送等を体験する福祉教室や、集会・講習会 ・多を開催し、地域に合ける福祉教育の元美を図ります。 第2 部	(1)障害者理解を促進するため、保育園・幼稚園、小・中学校等におい	ا		
(3) 小・中学校教報員、市職員等への精神保健を初めとする結社関係研 他の充実を図します。 (4) 第11 ず・アイマスラー 手話等を任験する福祉教室や、集会・講習会 等を開催し、送地における植址教見の充実を図ります。 第 2 節 ボランティア活動等への支援 ボランティア活動を必可する人とサービスを必要とする陽番者の選携を図 リなが、この支援を行うまたトロジェスのネットワーク化、活動状況に 関する情報収集・発信などを行う市ボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (2) 地域におけるボランティア活動の組点となる地区ボランティアセン ケーの整備充変を促進します。 (3) ボランティアやボランティアフェディネーターの要成に努め、活動 を支援します。 (4) 指布保健福祉ボランティア環点関係の充実を図るとともに、活動の 周の調整などの要な支援を行います。 第 3 節 権利保護の方実 「機能との方としたはり端でするというが議の下に、原業者の権利主集、行政の監管と リ、機能と合うことにより端でするというが議の下に、原業者の権利をというというは 「機能との主としたり場でするというが認めます。 (1) 障害者の権利達成の未ま (2) 内域となぞうための事業を選めます。 (1) 内容者の権利を関係しため、「伝教ながの・等により登奏を図 リます。 (2) 民生・児童委員、心身障害者和経費、福祉推進員等の福祉関係者 へ、名様研修会を通じて農業者の権利益原体の情報を記していての主なと別とよう。 (3) 障害者の実験は、特殊の影響や地域と近々とサーク・、、「横肩等支援 が起い、「精神物影者の性が重視についての開発を図ります。 (2) 民生・児童委員の移動の遺跡についての最後を別とサーク・、「・特殊との」といる発表を通じて、日本の発展の別とす。 (3) 障害者のよりな放べは、「特殊の影響や地域と近近センター」、「・特異性が最終会。」 とまた、ボランティア活動等による限書者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4) 地域において、安心して生活できるよう権利権護事業を促進します。 (4) 地域において、安心して生活できるよう権利権護事業を促進します。				
#の方葉を図ります。 (4) 単いす・アイマスク・手話等を採集する福祉教室や、集会・講習会	(2)中氏の理解を深める調測会や価値調整の発表に労めます。	I		
(4)単いず・アイマスク・手話等を体験する福祉教室や、集会・議習会 等を開催し、地域にあける経過教育の充実を図ります。 第2節 ボランティア活動等への支援 1 ボランティア活動に参加する人とサービスを必要とする障害者の連携を図 りながら、活動への支援を行います。 (1)ボランティアが助いを対策を行う市ボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (2)地域におけるボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (3)ボランティアやボランティアコーディネーターの優成に努め、活動 を支援します。 (4)精神保健福祉ポランティアの表達を図るとともに、活動の 地の調整など必要な空域を行います。 1 権利措護の充実		T		
等を開催し、地域における福祉教育の充実を図ります。 第2節 ポラシティア活動等への支援 1 ボラシティア活動等への支援 カシティア活動等への支援 ガランティア活動等への支援 ガランティア活動で、の支援を行います。 (1)ボラシティアがループとNPO法人のネットワーク化、活動状況に関する情報収集・発情などを行う市ボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (2)地域におけるボランティアオントランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (3)ボランティアがボランティア クーの整備表表を促進します。 (4)精神保護福祉ボランティアサーディネーターの製成に努め、活動 を支援します。 (4)精神保護福祉ボランティア発成関係の充実を図るとともに、活動の 場の調整など必要な支援を行けます。 第3節 権利機関の充実 開業的を検利を確立していてためには、当事者の権利主張、行政の簡繁と しての権利制権、市民による保証・は同じまであるが連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を強力という認識の下に、障害者の権利を強力といるという認識の下に、障害者の権利を通り、機能し合うことにより達成できるという影響の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという影響を通ります。 (1)開業者の権利登議の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委会、心身障害者的権利能議員等の福祉関係者へ、各種機能会を通じて障害者の権利能議員、行政の指令を図ります。 (3)解書者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「社会権出体議会、等 接続となりながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動へな対策を作権します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利権護事業を促進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利権護事業を促進します。		<u> </u>		
第2節 ボランティア活動等への支援 「ボランティア活動であった現 「ボランティア活動であった現 「バンデンティア活動であった現 「バンデンティアが成りにする。 「バンボランティアグループとNPO法人のネットワーク化、活動が次に関する情色で表できるが、活動が次に関する情色である。 「ボランティアグループとNPO法人のネットワーク化、活動が次に関する情色ではます。 「(1) ボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセンターの整備充実を促進します。 「(3) ボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセンターの整備充実を促進します。 「(4) 指揮・放射にあいて、アイア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア		`		
1 ボランティア活動等への支援 ボランティア活動・会加する人とサービスを必要とする障害者の連携を図りながら、活動への支援を行います。 (1)ボランティアがループとNPO法人のネットワーク化、活動状況に関する情報収集・発信などを行う市ボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (2)地域におけるボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセンターの機能を発生します。 (3)ボランティアやボランティアコーディネーターの機成に努め、活動を支援します。 (4)精神保健指弘ボランティア智成講座の充実を図るとともに、活動の場象など必要な支援を行います。 第3節 権利制護の充実 「障害の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利機能、市民による領域に収集利機能というこ者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を (1)関連者の体利意識の高精のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童妄興、心身障害者和談局、福祉推進員等の福祉関係者へ、各種財をを通して貯蓄者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、、「練門等支援施設」、「精神障害者地域は高速していて必要を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「独保が成場を多回して変異、を図ります。 また、ボランティア活動等による障害を対し、解除等支援施設、、「精神障害者地域に表現していての周辺及び当事者活動への支援を推進します。 よた、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利振護事業を促進します。				
ポラシティア活動に参加する人とサービスを必要とする障害者の連携を図 りながら、活動への支援を行うホボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (2)地域におけるボランティア活動が拠点となる地区ボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (3)ポランティアやボランティア活動が拠点となる地区ボランティアセンターの整備充実を促進します。 (4)精神保護福祉ボランティア看成講座の充実を図るとともに、活動の 場の調整など必要な支援を行います。 第3節 権利構態の充実 障害の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の簡策と しての権利機能、市民による側広に権利構造という三者の活動の連携を図 り、機能と合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を 構造、利品を守方とのの事態を進めます。 (1)障害者の権利度議の高援のため、「広報ながの、等により容形を図 ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進高等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて関連者の権利を基固ります。 (3)障害者の権利を建立して自然を図ります。 (3)障害者のとの事態を通過について自然を図ります。 (3)障害者のとのを関連と活う後センター」、「後有等の援 施設」、「障害者自立支援センター」、「東西等な 施設」、「障害者のを利息調高にあいてきるとの事態を変します。 (3)障害者のと可能を通過について自然を図ります。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利能選事業を促進します。 を連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当 事者活動なの支援後を指進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利機護事業を促進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利機護事業を促進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利機護事業を促進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利機護事業を促進します。				
リカンティアグループとNPの法人のネットワーク化、活動状況に おっぱい では、				
関する情報収集・発信などを行う市ボランティアセンターの機能の充実 を促進します。 (2)地域におけるボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセン ターの整備充実を促進します。 (3)ボランティアやボランティアコーディネーターの脅成に努め、活動 を支援します。 (4)精神保健福祉ボランティア教成講座の充実を図るとともに、活動の 博和の調整など必要な支援を行います。 第3節 権利預護の充実 「権利預護の充実 「権利指護の充実 「権利指達の充実 「職害者の権利養確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利擁護、市民による場広に総利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより追成できるという認識の下に、障害者の権利を 接護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利の議論の高援のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者和談員、福祉推進員等の福祉関係者へ各種研修会を通じて障害者の権利懲論について密発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「疾育等支援施設」、「精神同意者地域生活支援センター」、「疾育等支援施設」、「精神同意者地域生活支援センター」、「疾育等支援施設」、「精神同意者地域生活支援センター」、「疾育等支援施設」、「精神同意者地域生活支援センター」、「疾育等支援施設」、「新神同語者地域生活支援センター」、「疾育等支援施設」、「新神同語者地域上方支援センター」、「疾育等支援施設」、「新神同語者地域上方支援センター」、「疾育等支援施設」、「新神同語者地域上方支援センター」、「疾育等支援施設」、「新神同語者・地域上方支援センター」、「疾育等支援権利益」、「カース・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	りながら、活動への支援を行います。			
を促進します。	(1)ボランティアグループとNPO法人のネットワーク化、活動状況に			
(2)地域におけるボランティア河動の拠点となる地区ボランティアセンターの整備充実を促進します。 (3)ボランティアやボランティアコーディネーターの養成に努め、活動を支援します。 (4)精神保健福祉ボランティア養成講座の充実を図るとともに、活動の場の調整など必要な支援を行います。 第3節 権利擁護の充実 「権利擁護の充実 「権利擁護の充実 「商書者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利振譲、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を擴援利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者へ、各種研修会を通り工度活動の支援でクター」、「有質を図ります。 (3)障害者の投列旅のは、「障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者の投び旅がんは、「障害者の権利意識について啓発を図ります。 と連携を倒りながら、は、「障害者自立支援センター」、「教育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会、等と連携を図りながら、権祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。		€		
ターの整備完全を促進します。 (3)ボランティアやボランティアコーディネーターの養成に努め、活動を支援します。 (4)精神保健福祉ボランティア養成講座の充実を図るとともに、活動の場の調整など必要な支援を行います。 第3節 権利擁護の充実 「権利強護の充実 「障害者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利権議を関しての権利権機という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を擁護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利監論の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (1)障害者の権利監論の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者へ、各種研修会を適して障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及り家族では、「障害者自立支援センター」、「教育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「有等等支援施設」、「精神管害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利強護事業を促進します。				
(3)ボランティアやボランティアコーディネーターの機成に努め、活動 を支援します。 (4)精神保健福祉ボランティア機成講座の充実を図るとともに、活動の 場の調整など必要な支援を行います。 第3節 権利護護の充実 1 権利権護の充実 「需者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利擁護、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより違成できるという認識の下に、障害者の権利を 擁護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利意識の高陽のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者の仮び振へは、「障害者自立支援センター」、「液育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。		'		
を支援します。 (4)精神保健福祉ボランティア養成講座の充実を図るとともに、活動の 場の調整など必要な支援を行います。 第3節 権利擴護の充実 「		h		
(4)精神保健福祉ボランティア養成講座の充実を図るとともに、活動の 場の調整など必要な支援を行います。 1 権利擁護の充実		"		
場の調整など必要な支援を行います。 第 3 節 権利擁護の充実 1 権利擁護の充実 1 権利擁護の充実 1 権利擁護の充実 1 障害者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策と しての権利擁護、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を 捕護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利意識の高掃のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「強高議会」等 と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。				
1 権利擁護の充実 障害者の権利権ではしていくためには、当事者の権利主張、行政の施策としての権利擁護・市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を 捕護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「練育等支援 東部活動への支援を推進します。また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。				
障害者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策と しての権利擁護、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を 擁護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「社会福祉協議会」等 のに、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ポランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	第3節 権利擁護の充実			
しての権利擁護、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を擁護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「核育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等と連携を図りながら、福祉中・ビスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	1 権利擁護の充実			
り、機能し合うことにより達成できるという認識の下に、障害者の権利を <u>擁護し利益を守るための事業を進めます。</u> (1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じで障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等 と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ポランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	障害者の権利を確立していくためには、当事者の権利主張、行政の施策と			
捕護し利益を守るための事業を進めます。 (1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「療育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「独有強力、等と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ポランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	しての権利擁護、市民による幅広い権利擁護という三者の活動の連携を図	1		
(1)障害者の権利意識の高揚のため、「広報ながの」等により啓発を図ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等 と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	リ、機能し合つことにより達成できるといつ認識の下に、障害者の権利を			
ります。 (2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等 と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当 事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	一	1		
(2)民生・児童委員、心身障害者相談員、福祉推進員等の福祉関係者 へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等 と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ポランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。		1		
へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。 (3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援 施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等 と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当 事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。		i l		
(3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援施設」、「精神障害者地域生活支援センター」、「社会福祉協議会」等と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	へ、各種研修会を通じて障害者の権利意識について啓発を図ります。			
と連携を図りながら、福祉サービスを受ける権利についての周知及び当 事者活動への支援策を推進します。 また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支 援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進しま す。	(3)障害者及び家族へは、「障害者自立支援センター」、「療育等支援			
事者活動への支援策を推進します。 また、ポランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支 援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進しま す。				
また、ボランティア活動等による障害者団体、家族会の活動に対する支援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。		á		
援を推進します。 (4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進します。	事者沽動への文援束を推進します。 また、ボニンニィス活動等による際史老母は、完装会の活動に対する。	_		
(4)地域において、安心して生活できるよう権利擁護事業を促進しま す。		۷		
र्ष.		 		
	(, / =	`		
\ - \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(5)障害があるため、日常的な金銭管理や財産保全に不安をもつ人に	:		
は、「日常的金銭管理・財産保全サービス」を社会福祉協議会と連携を				
図りながら促進します。	図りながら促進します。			
(6)障害者の居住用財産等を担保にした生活資金を融資する財産活用				
サービス、障害者の財産を運用し保全を図っていく財産運用サービスの		7		
調査・研究を行います。	調宜・研究を付いまり。	1		

1

(区間) 及野中陸百日至平山画 (水足) 1/2 本内			
章 節 中 施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)
(7)障害者の権利擁護、障害者に対する権利侵害や福祉サービス			
等に関する総合相談窓口を設置します。	113		
また、障害者の参加及び専門職団体との連携を図りながら、チェ	ック機		
能を含めた調査・研究等を行い、権利擁護のシステムづくりを行			
5 .	,,,,,,		
第2章 地域支援策の推進のために			
第1節 相談体制及び情報収集・提供の充実			
1 総合的な相談体制の充実	Le sala		
障害者やその家族の相談に応じ、不安解消や問題解決のため、相談・			
体制の充実に努めます。			
(1)相談できる事項等を広く障害者全体に情報として提供します。			
(2)相談内容の多様化に対応した相談窓口を設置し、ケアマネジ	メント		
の実施等の充実に努めます。			
本人や家族の生活の質(QOL)の向上のため、あらゆる相談が			
れる窓口を長野障害者自立支援センター(通称マイ・ステップ)			
しやすい場所に設置し、ソーシャルワーカー等の専門担当者により	ノ障害		
者やその家族の相談に対応します。	A 48.		
(3)相談者へは、保健・医療、福祉、教育、雇用、生活環境等の	主般に		
わたって統合された情報提供に努めます。	etr altr		
(4)相談授受は、インターネット等による福祉ネットワークの構造			
及と活用に努め、長野障害者自立支援センターがすべての障害者	レ 対心		
できるよう検討します。	÷_1		
(5)民生・児童委員、心身障害者相談員や福祉推進員等の人材の	愛 成、		
資質の向上を図り、十分な在宅障害者の相談体制をつくり各種の	制度を		
活用して、在宅障害者のニーズにこたえるよう努めます。			
2 総合的な情報収集・提供の充実			
各種の情報を収集し、積極的な情報の発信に努めます。			
(1)国・県等広く他機関と連携し情報の収集・提供を図ります。			
(2)各種制度の利用・活用のための資料収集と解説をし、情報提供	#の奈		
実を図ります。	/(0)/6		
(3)視覚・聴覚障害者への情報提供にも平等性を配慮して充実を	ฃเา≢		
す は は	376		
(4)インターネット等によるネットワークの普及と活用の推進に	2めま		
す。	,,,,,,		
第2節 在宅福祉サービスの充実			
1 在宅福祉サービスの充実			
在宅志向が急速に高まる中、障害者が地域で共に安定あいた生活が送	hZ		
ように、在宅福祉サービスの質的・量的な拡充を図るとともに、障害			
家族の多様なニーズに応じられる体制づくりに努めます。	^{■ ·}		
(1)在宅リハビリテーション、盲導犬、聴導犬又は介助犬等の導	λ ナ> μ'		
(1)住宅リバビリテーション、自導人、総導人又は介明人等の導, のサービス内容や、その利用方法の明確化及び展開を図ります。	1.0x C		
(2)精神障害者の「居宅生活支援事業」を初め、在宅サービス(7	ts /s		
(2)精神障害者の「店宅生活支援事業」を例め、住宅サービス(7) ペルブサービス、デイサービス、デイケア、ショートステイ、グ			
ベルノリーとス、ディリーとス、ディヴァ、ショードスディ、グル ホーム)についてサービス目標水準を設定し利用を図ります。ま			
ボーム) についてり一て人自標小学を設定し利用を図ります。まれ 朝・夕方の時間外ケア、タイムケアの延長について検討します。	c, +		
(3)老人福祉施策及び介護保険事業と連携を密にし、効率的な実	布休 玄		
(3) 名人価値施泉及び打護体陝事業と建携を留にし、効率的な美術を確保するよう努めます。	世件尔		
(4)障害児のニーズに対する総合的な体制を、心身障害児通園事	業等の		
(4)障害児のニースに対する総合的な体制を、心身障害児通園事業を通じて確立します。	たびい		
(5)早期相談、早期診断、早期支援の体制を、保健・医療、福祉	ι · · · ·		
(3) 年期付款、年期診断、年期支援が体制を、休健・医療、価値 護、教育及び雇用機関の連携の下に充実するよう努めます。	ш、 Л		
第3節 施設福祉サービスの充実			
1 施設福祉サービスの充実 ************************************	11K+101		
施設福祉サービスは、障害の軽減や生活訓練、機能訓練、授産等の作	美訓		
練の拠点として重要な役割を果たし、また、施設でのサービスを希望			
人もおり、施設の特徴を生かしながら充実に努めます。特に、障害者	冶差		
のないよう精神障害者施設の充実を図ります。	, ,		
(1)サービスを実施している福祉施設についての理解を深めるため	か、よ		
り一層の広報活動を推進します。			
(2)在宅障害者だけでなく施設入所者も、その障害に応じた本人(の意思		
による選択で施設利用がなされているか常に配慮されるよう努め			
この ひとが てがはないがら めていてい もの はに 印刷といるの ブガック	~ / 0		

章 節 中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)
(3)精神障害者の社会復帰促進のため、地域バランスに配慮し	、地域生		
活支援センター、通所授産施設等社会復帰施設の整備を図ると	ともに、		
施設職員の研修を支援します。			
(4)長野市障害者福祉センターの整備等を通じ、地域における	各種福祉		
施策実施の拠点となる利用施設の整備・充実を図ります。			
第3章 社会的自立の促進のために			
第1節 雇用・就業の促進			
障害者の就労を支援するため、生活環境の整備を行うとともに、各	種関係		
機関等のネットワークによる情報交換を行い、連携するよう努めま			
	, ,		
1 職業的自立の促進 (1)公共職業安定所が開催する就職面接会や、長野地区障害者	雇用連絡		
会議の開催等に積極的な参画・協力を行います。	准用连和		
(2)福祉的就労から一般雇用へ移行するための就職準備訓練	施設であ		
る、あっせん型障害者雇用支援センターの長野市への指定につ			
県に要望します。			
(3)障害者雇用について企業への啓発を推進するとともに、長			
事務所等の福祉部門、公共職業安定所や障害者職業センター等	の雇用部		
門、養護学校・盲学校・ろう学校等の教育部門及び病院等の医 のネットワーク化を図り、一般雇用を希望する者の雇用の促進	療部門と た図りま		
のネットワーク化を図り、一般権用を希望する者の権用の促進す。	で凶リエ		
9。 (4)就職支度金、精神障害回復者社会復帰対策事業の加えて、	産実者が		
就職したときの支援策を検討します。	· + H H //		
(5)授産施設や共同作業所等福祉的就労場の作業種目安定・	拡大のた		
め、支援策を検討します。			
2 雇用機会の拡大の推進	1 99 /7		
障害者の雇用について、事業主を初め市民の理解を深める啓発活動	と関係		
機関との連携の充実を図ります。 (1)公共職業安定所等の関係機関と連携するとともに、中小企	# ± 今め		
た民間企業の活力とノウハウをいかし、雇用機会の拡大を図り	未で占め		
(2)市職員については、計画的に障害者の雇用を推進します。	67.		
3 雇用の促進等への支援、援助の推進			
│ 雇用支援体制を整備するとともに、事業主への積極的な働き掛け、	機能回		
復訓練を含む職場適応訓練等の職業リハビリテーションの促進を図	りま		
す。	+ !		
(1)障害者個人の適性に応じたきめ細やかな相談等を行うとと 間企業のノウハウも活用した職業能力開発の実施等により、障			
同正素のプラハウも活用した職業能力開発の実施等により、障 用の促進を図ります。	古白の框		
(2)障害者雇用に関する国の各種助成金制度の周知により、障	害者の雇		
用の促進を図ります。			
(3)長野市障害者福祉センターでのパソコン等の情報機器を用	いた訓練		
設備の整備に努めます。			
4 職業相談に関する職業安定機関への紹介等の推進	かじせ		
労働意欲のある者が気軽に相談に行けるよう、障害者職業センター 紹介し、要望にこたえるよう努めます。	みごを		
(1)就職を希望する人に対して、公共職業安定所、長野障害者	職業セン		
ター等職業安定機関への紹介等を推進します。	1777		
第2節 経済的支援の充実			
1 経済的支援の充実			
積極的な広報活動等により、障害者に対する年金制度及び各種手当			
所得保障、市有施設の入場料等の減免、外出経費や医療費等の各種			
度など経済的支援制度の有効利用の推進を図るとともにその充実に	努めま		
す。 (1)「広報ながの」により各種制度の情報を提供するほか、民	开,旧亲		
(1)・仏報ながの」により合種制度の情報を提供するはか、氏 委員、心身障害者相談員、福祉推進委員等と連携を密にするな			
安員、心牙障害有相談員、個征推進安員寺と連携を留にするなの周知に努めます。	こ、即反		
(2)外出経費や医療費等の各種助成制度の充実を検討します。			
(3)市有施設の入場料等の減免の充実を図るとともに、免除・	減免・割		
引の申請手続簡素化等を図り、経済的支援を受けやすくするよ	う努めま		
す。			
(4)生活水準の向上に応じた年金や手当が受けられるよう国等	へ要望し		
ていきます。			
第3節 総合的な福祉のまちづくりの推進			
1 福祉のまちづくり事業の推進			

章節中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)
	害によって生ずる様々なバリアを除去しながら、だれもが住みよいまち	•===		
	なるよう、ユニバーサルデザインを更に進め、市民と一体となった総合			
的	な福祉のまちづくりを推進します。			
	(1)すべての人が安心して、快適な利用ができるまちとなるよう、不特			
	定多数の人が利用する建築物の整備について必要な事項を定めた、 「ハートビル法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉			
	環境整備指導要網」等の広報による啓発活動に努めます。			
	(2)車いす使用者や視覚障害者にやさしい生活環境となるよう街角点検			
	を行い、道路や河川、公園等での危険箇所の改修などを行います。			
	ちづくりに関する制度等による取組			
	ニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進め、障害者の利便性に			
	慮した生活環境の向上を図ります。 (1)障害及び障害者に関する理解を深め、必要に応じ合意形成の場を提			
	供するなど、積極的に地域に障害者福祉施設が建設しやすい環境を整備			
	するとともに、住民参加による将来を見据えた福祉施設の計画的配置に			
	努めます。			
	(2)街路事業等の都市計画事業などにより、障害者の利便性に配慮した			
3 生	生活環境の整備を推進します。 活の場及び働く場の整備			
	://dの物及び倒く物の差層 害者が地域で自立して生活していくため、生活環境の整備を図り、あわ			
	て就業支援の充実を図ります。			
	(1)生活の場としての福祉ホームや知的障害者、精神障害者のグループ			
	ホーム等の整備を促進します。			
	(2)活動する場としての通所授産施設、通所更生施設の整備や、精神障害者の社会復帰のための適応訓練等事業を促進します。			
	(3)障害者等共同作業所の運営の安定を図るよう検討します。			
	(4)精神障害者については、相談体制や社会復帰施設の整備等により社			
	会復帰促進に努めます。			
	(5)地域で利用しやすい授産施設の活用を図るため、必要に応じて身			
	体・知的・精神の障害にかかわらず施設の相互利用に努めます。 (6)障害者福祉センター、デイサービスセンター等において機能回復訓			
	練などを行い、障害者の自立を促進します。			
	(7)知的障害者のデイサービス、精神障害者のデイケアを行う施設を整			
	備します。			
	管害者向け住宅の供給等の充実 (第44年)			
	宇者向け市営住宅の供給 害者が生活する場所を自ら決定し自立していくために住宅が必要となる			
	で、市営住宅の整備を推進します。			
	(1)車いす使用等に配慮した障害者が暮らしやすいユニバーサルデザイ			
	ンの市営住宅整備を推進します。			
	(2)市営住宅の入居について、障害者世帯や高齢者世帯の優先入居等を			
2 🗷	継続します。 間住宅の改修の促進			
	 害者向けに住宅を整備していくことは、障害者の生活の利便性を高め一			
	ひとりの日常生活動作(ADL)を行う上での行動範囲の拡大ととも			
に	、介助にあたる家族等の負担軽減に大きな役割を果たすことから、相談			
	制や助成事業等の充実に努めます。			
	(1)障害の種類及び程度に応じた住宅の整備のため相談体制の充実を図 ります。			
	- ウェッ。 (2)日常生活の利便を図るため、居室、トイレ、浴室等の整備に必要な			
	経費の補助制度の充実に努めます。			
	(3)「長野県福祉のまちづくり条例」により51戸以上の共同住宅を建			
	築しようとする建築主に対し、障害者等が円滑に利用できる建築物となる。			
2 1	るように指導・助言を行います。 規模な居住生活空間の整備・確保			
	現代			
P早	舌有が自立して居住できる住宅の確保に労めます。 (1)知的障害者、精神障害者のグループホーム等に利用できる地域内の			
	(1)知的障害有、精神障害有のケルークホーム寺に利用できる地域内の 小規模な居住生活空間の整備・確保に努めます。			
第5節 建	学等物の整備の促進			
	有施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化			
	有施設を新築、改築、大規模改修するときは、ユニバーサルデザイン・			
	リアフリーに配慮し、だれもが使いやすい施設の整備を推進します。			
· · · · ·	(1)施設(庁舎、図書館、博物館、市民ホール等)の出入口、廊下、ト			
	(「) 加設() 行音、 凶音館、 博物館、 中氏が 一ル寺) の 五八口、 脚下、 下 イレ、 エレベーター等について障害者に配慮した整備に努めます。			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

(区間) 及封中陸百日至本計画 (家た) イン ぶり合は			
章 節 中 施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)
(2)不特定多数の市民が利用する建築物が容易に利用できるように、	JW		アスの加多米のグラドラ 加多米のドラロ (水)
「ハートビル法」を踏まえた建築設計基準に沿って施設の整備を行いま			
バードとかな」を聞みたた建業成引奉年に行うて他成の提開を1Jいる す。			
(3) 桿舌目で同歌目を初めずべての人につさしい心設となるように、コニバーサルデザインの周知を図ります。			
2 建築物のユーバーサルデザイン・バリアフリーに ユニバーサルデザイン・バリアフリー、「ハートビル法」、「長野県福祉			
のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指要綱」の趣旨や内容を踏			
まえた市民参加のかかわり、障害者自身の要望を反映できるよう周知を図			
ります。			
(1)不特定多数の人が利用する建築物の建築主に、障害者等が円滑に利			
用できる建築物となるよう「ハートビル法」、「長野県福祉のまちづく			
り条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」の理解を得るため指導・			
助言を行い、自主的な整備を促進します。			
3 公園、水辺空間等オープンスペースの整備			
障害者の利用に配慮した公園等を整備するとともに、水辺空間の有効利用			
に努めます。			
(1)公園、緑地等に車いす使用者用トイレ、水に飲み場の設置、車いす			
使用者用駐車スペースの確保など施設のユニバーサルデザイン・バリア			
フリー化を推進し、障害者の利用に配慮した施設内容や環境の整備に努			
りずにを提定し、降音目の利用に配慮した他放り音で表現の歪曲に失めます。			
(2)河川等の水辺空間については、だれもが利用しやすいように関係機			
	1		
関と協議を進めながら、休憩施設等の設置に努めます。			
第6節 移動・交通手段の充実			
1 移動ニーズへの支援策の充実			
障害者の社会参加を促進するため、移動支援策の充実に努めます。			
(1)福祉タクシー利用券の交付、市有リフト付きバスの運行、ガイドへ			
ルパーの養成とネットワーク化、盲導犬飼育助成等各種援助策の充実を			
図ります。			
(2)タクシー事業者、路線バス事業者と協力して、リフト付きタク			
シー、リフト付きバス、低床バス等の配置・運行を推進します。			
(3)身体障害者の自動車運転免許取得に要する経費や、自動車改造に要			
する経費を助成します。			
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者への公共交通機関の割引について国			
等へ要望していきます。			
(5)よりよい移送サービスのため、検討会を開催するなどその実現に努			
めます。			
2 歩行空間の整備			
だれもが使いやすい道路にするため、様々な障害に配慮した整備をすると			
ともに、歩行空間での障害物撤去等の啓発に努めます。			
(1)車いす使用者同士がすれ違える幅の広い連続した歩行空間の整備の			
推進、歩道の平たん性の確保や段差解消を推進します。			
(2)視覚障害者が安全に通行できるように、視覚障害者誘導用ブロック			
(2) 祝見障害自か女主に過じてきるように、祝見障害自め専用プログラ 等の設置を推進します。			
(3)車いす使用者などが安全に道路横断できるようエレベーターのある	 		
立体横断施設の設置を推進します。			
(4)車いす使用者が通行できる階段のスロープ化を推進します。	1		
(4)単いり使用者が週刊できる階段の人口一ブルを推進しより。 (5)移動の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障	 		
(3) 移動の別けとなる放置自転車、自板等の不法自拠物などが追上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。			
	+		
(り) 祝見障害有用的加表直信与機等の設置を関係機関に安全し整備の促進に努めます。	1		
3 公共交通機関等の利便性の確保 際家の内容や程度によって思なるを動ニーズを十分世界にながら、きめ畑			
障害の内容や程度によって異なる移動ニーズを十分把握しながら、きめ細			
かな対応ができるよう各交通機関に働き掛けるとともに、移動支援策の充			
実を図ります。			
(1)エレベーター、エスカレーター、スロープ、視覚障害者誘導用フ			
ロック、電光掲示板、点字案内板、音声案内機器及び車いす使用者用ト]		
イレの設置、並びに段差の解消など駅、ターミナル等の施設整備の充実			
を交通事業者へ要望していきます。			
また、交通事業者と協力して、バス停留所における段差の解消、ベン	1		
チ、上屋の設置、低床バスへの対応を推進します。			
(2)交通事業者等と協力して、自由通路や駅前広場の整備、エレベー			
ターやエスカレーター等の設置、歩道の段差の解消、駅ビル等周辺建築			
物との一体的整備等による歩行環境の改善など、交通環境の整備を推進			
します。			

(仮称)長野市障害者基本計画 <策定シート>

※内容は前計画のもの

章節中	施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)
	(3)バス停留所及びバスターミナルにおける乗車時の案内等の充実を交			
	通事業者に要望していきます。			

章 節 中 施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)
第7節 スポーツ・レクリエーション及び分化活動の促進	二二二	町画 次目常	フ 区 の 地 水 の 川 り 川 地 米 の 川 付 (米)
第7節 スポーツ・レクリエーション及びが化活動の促進 1 スポーツ・レクリエーションの促進			
スポーツやレクリエーションは、健康・体力の維持増進や機能回復、心身			
のリフレッシュ、人との交流や生きがいなど様々な効果があるので、施設			
の整備や環境の充実に努めます。			
(1)障害者スポーツの一層の促進を図るため、長野市障害者スポーツ協			
会への支援を継続するとともに、長野県障害者スポーツ地区指導員養成			
研修会を受講した公認指導員(市障害者スポーツ指導員)が、個人の能力・障害等に応じた指導ができるよう、協会主催の講習会を開催して、			
指導員の資質向上に努めます。			
(2)障害者の社会参加の促進を図るためにもスポーツは有効なものであ			
り、技術やルール・用具を工夫して、多彩なスポーツ種目を体験できる			
機会の提供に努めます。			
(3)障害者や障害者スポーツへの関心を高めるため、冬季オリンピッ			
ク・パラリンピックの開催地としての知名度を生かした全国大会や国際 大会の誘致に努めるとともに、民間ボランティア等の各種スポーツ団体			
ス会のあ致にあめるとことに、民間ホラフティア寺の日程スポープ団体 などの活動に対して積極的支援を行います。			
(4)長野市障害者スポーツ協会は、平成12年度から市体育協会の準加			
盟加盟団体となるなど、関係機関・団体との連携強化を図っています			
が、さらにだれもが同様にスポーツ活動に参加し楽しめるよう、個人の			
能力や障害に応じた指導体制の充実を図りながら、より一層の関係機関の発生を			
関・団体との連携強化に努めます。 2 文化活動参加への支援			
文化活動を障害のある人に広めていくために、文化活動の啓発・広報の実 施や情報提供に努めながら、より多くの人が参加でき、活動の成果を発表			
ルと情報症法にあめながら、より多くの人が参加とさ、活動の成果を光衣 できるよう、その機会を提供するなど支援策の充実に努めます。			
(1)障害者の文化・芸術に接する機会を広げ、長野県障害者文化芸術祭 「作品展」を周知し作品の出展を促すとともに、出展作品を市庁舎内に			
展示するなど、発表の場を提供し、文化・芸術活動への支援を行いま			
す。			
(2)博物館等の入館料を減免するなど、文化の鑑賞機会を継続支援しま			
す。			
第8節 防犯・防災対策の推進			
1 防犯対策の推進 障害者が安心して地域で生活ができるよう、事件・事故の防止に努めま			
す。			
(1)悪質商法による被害を未然に防止するための広報啓発や、消費生活			
相談の充実を図ります。			
(2)「ファックス110番」の周知等の広報活動を推進します。			
(3)視覚障害者用付加装置信号機の設置を関係機関に要望し整備の促進に努めます。			
2 防災対策の確立			
障害者が暮らしている地域で関係機関等との連携を図り、安心して暮らせ			
る社会を目指します。			
(1)障害者福祉施設等の入所者の早期避難体制の確立を図るため、地域			
住民との応援協定の締結の促進及び自主防災会、地元消防団員による在 宅障害者の避難体制の強化を図り、障害者の生活の場の安全を確保する			
七岸古首の歴無体制の独位を図り、障害者の主治の場の女主を確保するとよう努めます。			
(2)火災、急病、突発的な事故や災害等に迅速に対応できるよう、消防			
機関との間に緊急受信体制を確立し、「消防だより」の全戸配布により			
防火思想の高揚を図るとともに、地域の民生・児童委員、心身障害者相			
談員、福祉推進員、自主防災会、関係機関等と連携し地域に密着した防 災ネットワークの確立に努めます。			
(3)長野市地域防災計画で災害弱者への対応を検討するとともに、地域			
住民と障害者等が連携し災害時対応ができるよう努めます。			
第4章 早期療育体制・教育の充実のために			
第1節 保健・医療・福祉サービスの充実			
1 障害の発生予防、早期発見、早期治療の充実			
障害の発生予防を啓発するとともに、早期発見、早期療育を行い、障害の			
軽減に努めます。 (1) 医療機関しの連携に紹発してつ、妊婦、乳体児健康輸売などを活声			
(1)医療機関との連携に留意しつつ、妊婦・乳幼児健康診査及び各種専門相談等による早期発見、早期治療体制の整備を推進します。			
(2)障害児の保護者への相談指導体制の整備を推進します。			

	1000 Com Lan		
章 節 中 施策の方向・施策の内容	担当課	評価・反省点	今後の施策の方向・施策の内容(案)
(3)市民健康診査等による生活習慣病の早期発見体制の整備を推進しま			
d-			
(4)生活習慣病予防のための個別・集団健康教育を推進します。			
2 障害の軽減、補完、治療等の充実			
タ体的なリハビリテーションを推進するとともに、福祉施策の活用と充実			
を図り、また、心理的あるいは精神的側面のリハビリテーション指導体制			
の整備を図ります。			
(1)障害を軽減し自立を促進するために、障害者福祉センターやデイ			
サービスセンター等で機能回復訓練などを行うとともに、各種医療機関			
におけるリハビリテーション医療実施体制の整備及び専門職の充実・確			
保を図ります。			
(2)障害の軽減と補完のため、更生医療の給付、訪問診査、更生相談、			
補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。			
(3)高齢者施策と一体となっての福祉用具の展示、相談会の開催に努め			
()			
ます。			
(4)デイケア事業、訪問看護事業等の実施に努め、市保健センター等に			
おける家庭訪問、健康相談による保健指導を積極的に行い、更に関係医			
療機関の整備・充実を図ります。			
第2節 教育的支援の充実			
1 障害児に対する教育的支援			
(1)ノーマライゼーションの進展に向けて、障害のある子どもの自立と社			
会参加を支援するための施策を積極的に行います。			
(2)教育、福祉、医療が一体となり、子どもの教育的ニーズを適切に把握			
し、必要な教育的支援を行うため、教育相談と就学指導の体制を整備充実			
します。			
(3)障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、障害のある子どもの特別な教			
育的ニーズと発達の状況に応じた適切な教育的支援を行うため、教育内容			
の充実・強化と環境の整備・改善を図ります。			
(4)障害のある子どもとその保護者の居住地域における豊かで安心な社会			
生活を確立するため、地域の教育活動や生活支援事業等に対する支援を充			
実します。			
(1)教育、福祉、医療関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもと			
その保護者等に対して適切な教育・発達相談と適正就学指導を行うため			
の支援態勢の充実を図ります。			
(2)教育・発達相談と就学指導の担当者の資質と専門性の向上を図るた			
めに、各種の研修会を開催したり、関係機関の職員間の交流を図る機会			
を充実します。			
(3)就学及び転学等の手続が適切かつ円滑に行えるよう、保護者に対し			
て情報提供を行うとともに、保護者の意向を尊重しながらも、より適正			
な就学となるよう保護者との懇談の機会をもちます。			
(4) 特殊学級担当教員等の資質と専門性の向上を図るため、研修等の			
充実に努めます。			
(5) 特殊学級における学習指導の充実・強化を図るため、当該学級の			
実状に応じた教員配置、弾力的な学級編制について県へ働き掛けます。			
美術に心した教員配置、弾力的な子級編制について県へ剿さ掛けます。 (6)特別な教育的支援を必要とする学習障害(LD)児や注意欠陥・多			
動性障害(ADHD)児への理解を深めるとともに、その指導方法を充			
実させるために担当教員の研修を行い資質を高めます。			
(7)学校施設の新築・改築・大規模改修事業等を行うに当たり、ユニ			
バーサルデザイン・バリアフリーの観点から環境・施設を整備するよう			
努めます。			
(8)完全学校週5日制の実施に伴い、障害のある子どもが地域教育活動			
に進んで参加できるよう支援の充実に努めます。			
(9)盲・ろう・養護学校及び小・中学校の長期休業期間及び放課後にお			
ける学童保育、ショートステイ、レスパイトサービス等の生活支援事業			
の利用を推進します。			
(10)遠隔地の盲・ろう・養護学校に在籍する子ども及びその保護者等を			
対象とする、通学及び帰省に伴う費用の一部を補助する制度を新設しま			
र्			